

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 回相模原市農村環境計画策定検討委員会		
事務局 (担当課)		農政課津久井班 電話 0 4 2 - 7 8 0 - 1 4 1 6 (直通)		
開催日時		令和 7 年 2 月 2 5 日 (火) 9 時 3 0 分～ 1 1 時		
開催場所		けやき会館 2 階 職員研修室 (中研修室)		
出席者	委 員	6 人 (別紙のとおり)		
	その他	6 人 (コンサルタント)		
	事務局	4 人 (農政課長、外 3 人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 開会 2 議題 (1)「環境創造区域」と「環境配慮区域」について (2) その他		

議 事 の 要 旨

1 開会

農政課長及び塚田委員長より挨拶を行った。

2 議題

(1) 「環境創造区域」と「環境配慮区域」について

資料に沿って、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」について、コンサルタントより説明を行った。

(柳下委員) 環境配慮区域は、農業振興地域のうち環境創造区域に指定されなかった残りの区域という認識でよいのか。

(コンサルタント) お見込みのとおり、農村環境計画の対象は農業振興地域であり、その中で環境創造区域を指定し、それ以外は環境配慮区域に分類される。

(石井委員) 農業振興地域の中の、いわゆる青地が対象ということによいのか。

(コンサルタント) 農業振興地域の中の農用地が青地であり、青地を取り囲むように農業振興地域が設定されている。農業振興地域には耕作をする農用地以外にも集落なども該当し、それらも農村環境計画の中では対象となる。圃場整備などの事業を進めていく場合、例えば金原地区についていえば、灌漑とか区画整理をしていくにあたり、環境に配慮すべき事項というものを調査していかなければならないことになり、その基礎となるのが本計画である。

(石井委員) これから農業者等に本計画の内容について説明をするにあたり、分かりやすく整理しておくべきである。

(塚田委員長) 環境創造区域以外が環境配慮区域に設定されるということは、論点は環境創造区域の設定ということになり、環境創造区域では何に配慮していかなければならないのかということを整理していくことになる。

(柳下委員) 事業との兼ね合いで言うと、必ずしも事業（圃場整備等）を行う箇所が環境創造区域に指定されるというものではなく、例えば金原地区については、土地改良事業を予定しているが環境配慮区域であるという認識でよいのか。

(コンサルタント) そのとおりである。

(塚田委員長) 本計画では環境創造区域の方がより環境への配慮を要する区域ということになるが、文字だけを見ると環境配慮区域の方がより配慮が必要な区域というイメージになる。「重点区域」と「緩衝区域」のように文言を変えることはできないか。

(農政課野崎総括副主幹) 国（農水省）が出している指針で、環境創造区域と環

境配慮区域という文言が使われている。

(柳下委員) 国が指定している用語なので変えることは難しいと思う。重点区域や緩衝区域を併記することは可能かもしれないが、かえって分かりにくくなる可能性がある。

(塩脇委員) 貴重種の中にキマダラルリツバメという種が出てくるが、燕が貴重であるというイメージが沸かない。

(コンサルタント) このキマダラルリツバメは鳥類の燕ではなく、蝶の一種で、幼虫時代に蟻が作る桑の木の中の巣で蟻と一緒に育つという生態が特徴的な蝶であり、尾が燕に似ていることからこのような名称がついている。桑の木が関係することから、養蚕業との結びつきが強く、相模原市では佐野川地域が該当する。里山としての農村環境が守られているという証になるという意味では貴重な種である。また、大島の中洲などは、水田を湿地帯として生物が生息している環境であり、そもそも水田環境が少ない相模原市の中では、貴重な環境として大切にしていける必要がある。

(石井委員) 我々農家としても、環境を守るということ意識していかなければならないことであり、周知していかなければいけないと感じる。

(コンサルタント) 農地に関していえば、環境を保全するために何もしないというのではなく、しっかりと人が介在した中で営農をしていくということが環境保全の観点からも大切となってくる。

(塚田委員長) しっかりと営農をして環境を守っていくという観点をしっかりと計画の中に落とし込んでいくことが大切。農用地では、農業的な利用をしていくことが生物には有益であり、農業的な働きかけをしていくことが大切。

(石井委員) 本来は素晴らしい環境であるはずの農地が、人手が入らないことによって荒廃していく地域もあることから、しっかりと政策的に取り組んでいく必要がある。

(塚田委員長) このあたりは重要な要素なので、しっかりと計画の中で整理していく必要がある。営農利用を続けることが二次的自然と結びついた生物多様性の維持に不可欠であることは、環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」にある生物多様性の「第2の危機」につながる。この部分が確実に分かるように整理するべきである。

(コンサルタント) 資料の中で、人の手が入らない純然たる自然というものだけではなく、事業などで整備した田んぼや畑を二次的自然としてしっかりと守っていくことを謳っていく。

(石井委員) 農村環境は人力で守っていくことが大切で、一般の方にもその大切さが伝わるように、記載内容を工夫されたい。

(塩脇委員) 農家が生計を立てていくために必要な営農の部分が、この計画によって縛られてしまうことが危惧される。規模拡大や土地改良に過度な制約がかからないように配慮されたい。

(コンサルタント) 農家が生計を維持・向上していくための営農が大切であるというのは前提として捉えていく。

(石井委員) 農業の規模拡大と環境保全が両立できるということを記載しておいて欲しい。

(塚田委員長) 記載されている動植物が、なぜ大切なのかという理由をわかりやすく記載するように工夫されたい。また、大島の中洲についても同様に理由を明記してほしい。

(塚田委員長) 計画書(案)の中で野生動物のことに触れられていて、ハクビシンやアライグマを小型と表記されているが、小型の哺乳類としてはネズミ類などになるので、中型獣類くらいにしておく方がよい。また、鳥の話もないので鳥獣という表記も改めてよい。

(石井委員) 農業が環境保護に役立っているということが伝わるような計画としていただきたいし、そのことが伝わるだけでも価値がある。土地改良を行った農地についても、時が経つにつれて人手が不足し、思うように維持できなくなっているところもある。地域による特性も考慮しながら、農政以外の力も活用しながら農地を守っていく取り組みにつなげたい。

(コンサルタント) 二次的自然の田んぼは環境と景観に大きく貢献している。景観という観点も非常に重要なので、そのあたりもまとめていく。

(塚田委員長) ここで環境創造区域という指定をするわけであるが、環境創造区域に設定された場合、環境を整備するという視点での補助など何かメリットがあるのか。

(農政課野崎総括副主幹) 農道整備や土地改良事業を進めるにあたり、この計画に基づいて環境に配慮する必要があるというものであって、この計画がないと国の補助が受けられないという性質のものとなっている。

(コンサルタント) この計画によって直接的な支援を受けられるというものではない。

(柳下委員) 農業農村整備事業を行うあたっては、環境に配慮した事業を行う必要があるということであるが、全ての整備事業に対して国の補助が受けられるものではないという点には留意が必要。

(塚田委員長) 環境創造区域に指定されることで、事業ができなくなるといった弊害は生じないか。

(農政課野崎総括副主幹) 環境創造区域に指定されたとしても、土地改良などの事業ができなくなるものではなく、環境に負荷を与える事業であっても代替措置を講じることで事業を進めることも可能である。

(2) その他

事務局より、次回会議を令和7年3月中下旬に実施することを報告した。

以 上

相模原市農村環境計画策定検討委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	塚田 英晴	麻布大学獣医学部動物応用科学科 野生動物学研究室	委員長	出席
2	篠崎 雅人	相模原市農業協同組合		出席
3	角田 恵子	神奈川つくい農業協同組合		出席
4	石井 好一	金原地区土地改良事業推進委員会		出席
5	塩脇 和弘	神奈川県相模川左岸土地改良区		出席
6	柳下 勉	神奈川県県央地域県政総合センター 農地課		出席